諮問実施機関:滋賀県公安委員会

諮問日:平成24年11月19日(諮問第71号)

答 申 日:平成25年8月1日(答申第63号)

内 容:「保健所等から株式会社 の製品の中に混入されていた に関して報告等

された際の行政文書一切」の公文書非公開決定(存否応答拒否)に対する審査

請求

答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、「平成24年1月1日から現在までの間で、保健所(上部団体含む)から株式会社 の製品の中に混入されていた「 」に関して報告等された際の行政文書一切」(以下「本件対象公文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

### 1 公文書公開請求

平成 24 年 9 月 28 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

## (請求する公文書の名称または内容)

平成 24 年 1 月 1 日から現在までの間で、保健所(上部団体含む)から株式会社 の製品の中に混入されていた「」に関して報告等された際の行政文書一切

### 2 実施機関の決定

同年 10 月 12 日、実施機関は本件公開請求に対し、条例第 9 条の規定により、本件対象公文書の存否を明らかにせず公開請求を拒否するとして、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

# 3 審査請求

同年 10 月 19 日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第5条の

規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。) に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

# 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている内容は、次のように要約される。

# 1 審査請求の趣旨

審査請求人が求める公文書の公開を求める。

### 2 審査請求の理由

## (1)条例第6条第2号について

処分庁や諮問庁等は、もし本件で対象文書(存否を含む)が明らかになれば、結局の ところ、当該法人が不利益を被るという主張である。

しかしながら、条例第6条第2号には、ただし書があって、「人の生命、健康、生活 または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は除かれて いる。本件は、まさにこれに該当する。

本件該当法人は、日本でも有名な企業であり、小さい子供たちも食する菓子のメーカーである。その中に、「 」が入っていれば重大な事案である。

## (2)条例第6条第3号について

本件は何年も前の事案であり、本件刑事事件を捜査当局が何回も握りつぶしを行っていた事件である。処分庁や諮問庁等の主張は、捜査当局の不正を隠すための主張に過ぎない。

提出した疎第1号証は、「食品衛生指導票」と呼ばれる行政文書で、食品安全監視センターが作成したものである。これは、滋賀県の情報公開条例に基づいて開示されたものであるが、これには「株式会社」の名称やの混入の可能性のある記述が開示されている。

もし、これで文書が不存在であれば、保健所等から本件事案については、滋賀県警察に何ら報告されていなかったことになり、保健所等が事件の握りつぶしを行っていた可能性があり、報告されていたとすれば、滋賀県警察が事件の握りつぶしを行っていた可能性がある事案である。このような事件の握りつぶしを行うために、条例第6条第3号があるのではない。

### (3)条例第6条第6号について

処分庁や諮問庁等は、第三者との「警察との信頼関係」に基づいた主張をしている。 しかしながら、本件事案は何年も前の事案であり、それが原因で警察関係者の刑事事件 にまで発展している。しかも、警察の組織ぐるみでの犯罪行為によってである。 我々国民は、たとえそれが警察でも、すでに犯罪組織に成り果てた組織を信頼するはずがない。

少なくとも、疎第1号証は平成22年当時のものであり、現在は平成25年である。これは「事務の円滑な実施を困難にする情報」とは、到底言えない。

## (4)条例第9条について

「株式会社 」の名前や 混入については、すでに平成 22 年当時に開示されている情報のため、処分庁や諮問庁等の主張する条例第9条には該当しない。

よって、処分庁や諮問庁等の主張は失当であり、そのような情報が処分庁まで伝わっていたのかどうか、我々国民は知る権利があり、当然、本件対象公文書は、存否を含めて開示されなければならない。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った非公開決定(存否応答拒否)は妥当である。

### 2 非公開理由について

# (1)条例第6条第2号該当性について

本件請求は、「株式会社 」という特定の法人名をあげた、その製品に「 」が含まれていたという特定の事実に関する、「保健所(上部団体を含む)」という特定の機関からの警察への報告等に係る公文書の公開を求める請求であることから、当該公文書の存否を明らかにすると、特定の機関から特定の法人の製品に「 」が含まれていたという報告等があったか否かという特定の事実の有無や特定の法人が捜査の対象となるおそれが明らかとなり、当該法人が、消費者や取引先との信頼関係の悪化、新たな取引契約への支障、風評被害の発生、企業としての社会的信用の低下・失墜など様々な不利益を被ることが予想され、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

# (2)条例第6条第3号該当性について

公開請求を通じて、警察が当該犯罪者等に係る何らかの犯罪事実(端緒を含む)を認知しているということを察知されれば、警察捜査の密行性が損なわれ、証拠隠滅や偽装工作を企てられたり、逃亡を図られたり、関係者等に対して有形・無形の圧力をかけて口封じをされたりするなど、今後の事件捜査に著しい支障を来すこととなる。また、口封じに際しては、その関係者等の生命、身体、財産等にも危害が及ぶことが十分に予想される。

よって、「 」が製品に混入されていたなどという事実関係がすでに広報され、報道機関を通じて公になっているような場合は別として、本件請求のように事実関係が判然としていない状態で請求対象文書の存否を答えた場合、当該犯罪に関与した者に警察による捜査活動の有無を察知されることとなり、以後の捜査活動に著しい支障を来すこととなる。

また、本件請求に係る公文書の存否を答えた場合には、当該特定機関の関係者から警察に報告等がもたらされたという事実が明らかとなり、当該関係者に対して嫌がらせや危害が及ぶことも否定できない。

## (3)条例第6条第6号該当性について

警察が各種事象に迅速かつ的確に対処するためには、部外の機関や個人からの情報提供や通報等は必要不可欠であり、これらとの信頼関係が損なわれ、通報等をためらわせるようなことになれば、事案の認知や処理等に重大な支障を来し、県民の生命、身体、財産等に多大な被害を及ぼすことになる。

よって、本件請求に係る公文書の存否を答えれば、当該特定機関からの信頼を失い、 今後、警察に対する報告等をためらわせることになりかねず、また、これが波及して、 その他の機関や一般人からの信用も失い、警察業務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障 を及ぼすおそれがある。

## (4)条例第9条該当性について

本件請求は、「株式会社 」という特定の法人名を挙げた、その製品に「 」が 含まれていたことについて、「保健所(上部団体を含む)」という特定の機関から寄せら れた報告等という、特定の事実についての公文書の公開を求める請求である。

したがって、本件請求に係る公文書の存否が明らかになれば、特定の機関が特定の法人の製品の中に「」が混入されていたことについて警察に報告等したという事実の有無が公開されることとなり、非公開情報が公開されることは明らかであることから、条例第9条に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、

利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を 公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念 から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件公開請求について

本件公開請求は、平成24年1月1日から同年9月28日までの間に、保健所等から実施機関に対して、株式会社 の製品に混入していた に関して報告等がされた際の行政文書について、公開が求められたものである。

### 3 本件処分の妥当性について

## (1)存否応答拒否について

条例第9条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを 答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存 否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができると規定している。

公開請求があったときには、原則として公文書を公開しなければならないものであるが、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるような場合がある。条例第9条は、こうした場合において、非公開情報の保護利益を守るため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることとしたものである。

本件において、実施機関は、本件対象公文書の存否を答えると、「保健所等が、株式会社 の製品の中に が混入されていたことについて、警察に報告等した」という事実の有無(以下「本件存否情報」という。)が明らかとなり、条例第6条第2号、同条第3号および同条第6号の非公開情報を公開することになるとして、その存否を明らかにせず公開請求を拒否する決定を行った。

これに対して、審査請求人は、「本件は、条例第6条第2号、同条第3号および同条第6号には該当せず、よって、条例第9条には該当しない」として、本件対象公文書の 公開を求めていることから、以下、本件存否情報の非公開情報該当性について検討する。

# (2) 本件存否情報の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的 な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

## イ 本件存否情報の条例第6条第2号ア該当性について

本件対象公文書は、「平成 24 年 1 月 1 日から同年 9 月 28 日までの間に、保健所等から実施機関に対して、株式会社 の製品に混入していた に関して報告等がされた際の行政文書一切」であることから、実施機関が本件対象公文書の有無を答えることは、株式会社 の製品に が混入していたこと、そして保健所等が、これを実施機関に報告等したという事実の有無を明らかにするものと言える。

本件公開請求においては、製品への混入物が「 」と特定されており、また、「警察」に対する報告等が対象であることから、このような警察への報告等の情報を明らかにすれば、消費者等においては、株式会社 の製品が犯罪と関わる可能性を想起させるおそれがあると言える。

また、一般に、食品における異物混入等の情報については、すでに公表されている ものであれば別論、公表に至っていない事案に関する情報が公開されれば、当該製造 者の社会的信用を低下させるなどのおそれがあるものと考えられる。

これらのことから、本件存否情報を公にすると、株式会社 における社会的評価の低下、事業運営への支障等が生じ、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件存否情報は、条例第6条第2号アの非公開情報に該当するものであり、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるものである。

なお、審査請求人は、本件対象公文書は、条例第6条第2号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する旨主張しているが、本件においては、同号ただし書に該当すると認めるべき特段の事情等は見当たらない。

また、諮問実施機関は、条例第6条第3号および同条第6号の該当性についても主張しているが、本件存否情報が非公開情報に該当することはすでに述べたとおりであり、他の主張についてはもはや判断を要しないものである。

#### 4 結論

審査請求人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるとして、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否した決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

# 第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審査の内容
平成24年11月19日	・諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年12月25日	・諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 1 月16日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 2 月27日	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
(第212回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年3月27日	・諮問実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。
(第213回審査会)	・事案の審議を行った。
平成25年 6 月12日	・事案の審議を行った。
(第215回審査会)	
平成25年7月18日	・答申案の審議を行った。
(第216回審査会)	